

今治市乗合タクシー実証運行業務プロポーザル選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 今治市乗合タクシー実証運行業務を実施するに当たり、プロポーザル方式によりその業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を公平かつ公正に選定するため、今治市乗合タクシー実証運行業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 企画提案書等の審査及び評価に関すること。
- (2) 契約候補者の選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、契約候補者の選定において必要があると認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、今治市地域公共交通活性化協議会の委員のうちから、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、今治市地域公共交通活性化協議会会長が務める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、今治市地域公共交通活性化協議会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年 月 日から施行する。
- 2 この要綱は、今治市乗合タクシー実証運行業務の契約が締結されたときに、その効力を失う。

別表

所属	役職	氏名	備考
今治市	副市長	土居 忠博	会長
愛媛大学 社会共創学部 環境デザイン学科	教授	松村 暢彦	副会長
今治市社会福祉協議会	総務部長（兼） 介護福祉課長	島崎 義弘	監事
四国運輸局愛媛運輸支局	首席運輸企画専門官	菊池 勝二	
愛媛県東予地方局	地域政策課長	梶村 典久	